第 6108 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行
リーダァスクラブＦＡＸニュース
(2018年)平成30年 12月 21日 金曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

# ♤ 仮想通貨の評価方法

Ｑ：相続や贈与の場合の仮想通貨の評価方法はどのようにするのですか？

Ａ：次のように評価します。

【解説】

仮想通貨の評価方法は、財産評価基本通達(評価通達)に定めがないことから、評価通達５(評価方法の定めのない財産の評価)の定めに基づき、評価通達に定める評価方法に準じて評価することになります。

この場合、活発な市場が存在する仮想通貨については、活発な取引が行われることによって一定の相場が成立し、客観的な交換価値が明らかとなっていることから、外国通貨に準じて、相続人等の納税義務者が取引を行っている仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格によって評価します。

なお、仮想通貨交換業者が公表する課税時期における取引価格とは、仮想通貨交換業者が納税義務者の求めに応じて提供する残高証明書に記載された取引価格を含み、仮想通貨交換業者において、購入価格と売買価格がそれぞれ公表されている場合には、売買価格で評価することが認められます。

また、納税義務者が複数の仮想通貨交換業者で取引を行っている場合には、納税義務者の選択した仮想通貨交換業者が公表する取引価格で評価することが認められます。

そして、活発な市場が存在しない仮想通貨については、その仮想通貨の内容や性質、取引実態等を勘案し、売買実例価額等を参酌して個別に評価することになります。